

契 約 書（案）

件 名 令和 7 年度南区区民まつり会場設営等業務委託

契約期間 契約締結日から令和 8 年 2 月 1 日（日）まで

契約金額 ￥ ★（消費税等含む）

上記の委託について南区区民まつり実行委員会（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）との間において、別紙契約条項により契約を締結する。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、記名押印のうえ、委託者受託者それぞれ 1 通を所持する。

令和 7 年 月 日

委託者 名古屋市南区前浜通三丁目 10 番地
南区区民まつり実行委員会
会長 成田 治人

印

受託者

印

契約条項

（契約の目的）

第1条 本契約は、南区区民まつり開催において安全かつ迅速に設営・撤収を行い、円滑に運営されることを目的とする。

（委託業務の内容）

第2条 委託者は、前条の目的を実施するために必要な業務のうち、次に掲げるものを受託者に委託する。

- (1) 机、椅子等必要な資器材の調達、設営、撤去
- (2) 前号に付帯するその他必要な業務

（業務の実施方法）

第3条 受託者は、受託業務の履行にあたり、委託者が定める「令和7年度南区区民まつり会場設営等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に従うものとする。なお、仕様書に疑義が生じた場合は、委託者に協議し、その指示に従うこと。

（当然履行業務）

第4条 受託者は、この契約について契約書、契約条項及び仕様書に明示されていない事項でも履行上当然に必要な事項については、委託者の指示に従い受託者の負担で施行するものとする。

（契約代金の支払）

第5条 委託者は受託者に対し、本契約の適切な履行について検査確認が終了し、受託者から適正な請求書が提出された際は、請求書の提出の日から30日以内に受託者に支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、名古屋市契約規則第31条第3号の規定に準じて免除する。

（検査確認の方法）

第7条 委託者は、次の検査員をもって検査にあたることとする。

検査員（南区区政部地域力推進課課長補佐）川北 孝平

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 8 条 受託者は、委託者の書面による承諾を得なければ、この契約による権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

(再委託の制限等)

第 9 条 受託者は、業務の全部又は大部分をいかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に再委託してはならない。

(特許権等の使用)

第 10 条 受託者は、業務の施行にあたって特許権その他、他人の権利の対象となっている施行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務履行の確保)

第 11 条 委託者は、受託者の履行状況について、必要のつど調査し、又は報告を求めることができる。

2 受託者は、不測の事態が発生し、業務の履行が不可能となるおそれがあると認められる場合は、委託者の指示を受けたうえ、正常な業務の履行を確保するよう努めなければならない。

(損害賠償責任)

第 12 条 受託者は、本契約を履行するにあたり、委託者に対し損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。ただし、損害の原因が委託者の責に帰すべきことが明らかなきときは、この限りでない。

2 受託者は、本契約を履行するにあたり、第三者に対し損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。ただし、損害の原因が委託者の責に帰すべきことが明らかなきときは、この限りでない。

(内容変更)

第 13 条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議のうえこの契約の内容を変更することができる。

(契約の解除)

第 14 条 委託者は、次の各号の一に該当する場合、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、委託者の指定する日時に委託業務を履行しないとき
- (2) 受託者が、本契約各条項に違反したとき
- (3) 受託者が、故意又は重大な過失により、委託者に対して著しい損害を与えるなど、受託者として不適当な行為があったとき
- (4) 受託者の業務体制、業務状況、または履行結果のいずれかに不適切な部分

があったと委託者が判断したとき

(5) 受託者が、契約の解除を申し出て、委託者がこれを正当と認めたとき

2 前項各号の規定（第 5 号を除く）により契約が解除されたとき、当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 45 条第 2 項または第 3 項の規定を準用するものとする。

（イベントの中止）

第 15 条 気象警報発令時などの荒天時、天災時または感染症の流行、国政選挙等の不可抗力な事由により、委託者が中止と判断した場合は、契約変更の手続きにより行うものとする。中止の決定を受託者に伝えた場合には、変更額の積算は協議により定めるが、契約金額を上回ることはできない。

（補足）

第 16 条 この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度委託者受託者双方協議して定める。